

筑後川水系農地開発事業の沿革

1 農業開発の沿革

北部九州において、戦後産業経済の発展ならびに都市への人口集中、生活水準の向上等による水需要に対処するため、筑後川は利根川、淀川に次いで昭和 39 年 10 月 16 日に水資源開発促進法に基づく水資源開発の水系指定を受けた。（参考 1）

筑後川水系における農業開発については、昭和 35 年から水系内の農業水利の実態を把握し、あわせて将来の農業開発を目標として、国、県で筑後川水系農業調査が進められ、昭和 39 年 4 月には久留米市に九州農政局筑後川水系農業水利調査事務所が開設され、本格的に本水系内の農業開発の基礎調査ならびに開発構想の策定が行われた。（参考 2、3）

2 筑後川下流土地改良事業の概要

筑後川下流地区は、福岡県及び佐賀県に跨る穀倉地帯 40,899ha（うち福岡県 14,348ha）で、筑後川の逆潮を利用し不安定な取水をしている淡水（あお）取水地域、矢部川、城原川、六角川等中小河川に依存し用水不足に悩む河川末端地域、干拓及び山麓沿地域、地下水の過剰揚水による地盤沈下の著しい白石平野地域に大別される。

（1）事業目的

- ①地区内に散在するクリークの統廃合による用排水系統の再編成と合理的なほ場整備を図る。
- ②大型機械を導入した近代的農業の実現を図る。
- ③淡水（あお）取水の合理化と安定化を図る。

（2）事業の経緯

本事業は筑後川水系総合開発の一環として、耳納山麓地区及び両筑平野地区とともに本県における農業部門の三大開発事業である。

昭和 39 年度 筑後川水系開発の一環として、調査着手。

昭和 45 年度 農水省直轄調査地区に採択され、46 年度調査計画完了。

昭和 47 年度 全体実施設計に入る。

昭和 49 年度 関係市町（6 市 8 町）の議決が完了。

昭和 50 年度 関係土地改良区その他農業団体の意見聴取、福岡、佐賀県議会同意、施行申請。

昭和 51 年度 事業計画確定、柳川幹線水路着工。

（3）計画の概要

- ①大規模な用排水系統に再編成してクリークの統廃合を行い、併せてほ場整備を行う。
- ②用水不足地帯に十分な用水を供給する。
- ③淡水（あお）取水地域の不安定な用水を解消するために筑後大堰に取水口の合口を行う。
- ④排水不良地区については排水樋門、排水機場を整備し排水改良を行う。

（4）地域及び受益面積

①受益面積：40,899ha（42,194ha）うち福岡県 14,348ha（14,802ha） ※括弧は地積

②関係市町村：13 市 7 町 うち福岡県 7 市 1 町

用排水改良面積

市町名	受益面積	市町名	受益面積
久留米市	2,937（3,032）ha	筑後市	1,657（1,709）ha
大牟田市	208（209）ha	大川市	1,195（1,222）ha
柳川市	4,044（4,177）ha	みやま市	2,376（2,462）ha
八女市	870（898）ha	大木町	1,061（1,093）ha

※括弧は地積

表 1 : 筑後川下流用水事業（独立行政法人 水資源機構）

①揚水機

名 称	位 置	最大揚水量	実揚程	揚水機		原動機	
		m ³ /sec	m	m/m	台	kw	台
筑後揚水機	久留米市安武町	13.54	11.90	1,200	3	510	3
				900	3	320	3
三潯揚水機	久留米市三潯町	5.62	10.70	900	3	300	3
矢部川揚水機	みやま市瀬高町	0.99	5.00	500	2	45	2

②用水路

項目 名称	かんがい 面積	最大通 水量	延 長	構 造
取入水路	ha 15,000	m ³ /sec 13.54	m 758	管路φ3,500m/m コンクリート幅10.00m 高さ3.7m
筑後導水路		13.54	16,743	φ3,000m/m ~ φ1,500m/m
矢部川左岸導水路		0.99	11,151	φ1,200m/m ~ φ 900m/m

表 2 : 国営かんがい排水事業

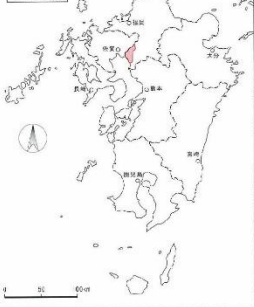
単位 : m、箇所

名称	管水路	クリーク水路	計	備 考
田川・城島	5,291	18,670	23,961	排水水門4 補助排水機1
大溝	—	10,518	10,518	排水水門1
大溝（旧青木）	—	1,899	1,899	排水水門1
中木室	—	18,462	18,462	排水水門3
昭代	—	34,057	34,057	排水水門8 補助排水機4
西浜武	—	16,701	16,701	排水水門1
岩神	5,406	3,733	9,139	
下久末	—	11,251	11,251	排水水門1 補助排水機1
柳川	—	7,778	7,778	
黒崎開	—	3,528	3,528	
計	10,697	126,597	137,294	排水水門19 補助排水機6

筑後川下流左岸地区平面図

1:50,000

位置図



凡 例	
(P)	排水機場
(P) (P)	排水機場
~~~~~	筑後導水路
~~~~~	国営水路(開水路)
~~~~~	国営水路(管水路)
~~~~~	県営かん排水路
~~~~~	用水路
~~~~~	用排水路
~~~~~	市街化区域、用途区域
~~~~~	基幹水利施設管理事業

(参考1)「筑後川水系における水資源開発基本計画」の経緯

昭和41年	2月1日	基本計画	閣議決定	(計画決定、両筑平野用水)
昭和45年	12月22日	基本計画の一部変更	閣議決定	(寺内ダム追加等)
昭和49年	7月26日	基本計画の一部変更	閣議決定	(筑後大堰、福岡導水の追加)
昭和56年	1月30日	基本計画の全部変更	閣議決定	(筑後川下流土地改良事業、筑後川下流用水事業、耳納山麓土地改良事業)
昭和59年	2月24日	基本計画の一部変更	閣議決定	(大山ダム追加)
平成1年	1月24日	基本計画の全部変更	閣議決定	
平成5年	9月21日	基本計画の一部変更	閣議決定	(小石原川ダム追加)
平成11年	1月29日	基本計画の一部変更	閣議決定	
平成17年	4月15日	基本計画の全部変更	閣議決定	(両筑平野用水2期追加)
平成25年	2月22日	基本計画の一部変更	閣議決定	(両筑平野用水2期工期変更)
平成27年	12月18日	基本計画の一部変更	閣議決定	(小石原川ダム工期変更)
平成30年	6月26日	基本計画の一部変更	閣議決定	(長寿命化対策、耐震対策等を機動的に実施)
令和3年	8月31日	基本計画の一部変更	閣議決定	(小石原ダムの工期変更)
令和5年	1月31日	基本計画の全部変更	閣議決定	(リスク管理型計画に向け抜本的見直し、ダム群連携事業の追加)

(参考2) 筑後川下流地区の経過

昭和45年	3月31日	国の直轄調査地区として採択
昭和47年度		国営土地改良事業として全体実施設計に入る
昭和50年	10月27日	農林大臣へ国営事業の施行申請
昭和51年	12月23日	事業計画確定し工事着手
昭和53年度		計画変更(事業の一部を特別会計、一部を水資源開発公団(現水資源機構)。工法変更、県営水路の編入)
昭和55年	3月16日	計画変更が確定
昭和56年	10月16日	筑後導水路等の公共事業承継の調印 同年着手
平成7年	3月31日	三潞地区(田川城島・大溝線と中木室線)完了
平成10年	3月31日	公団事業(筑後導水路、佐賀東部導水路他2路線)完了、管理に移行
平成15年		第3回の計画変更に着手し、平成17年5月23日計画確定
平成20年	7月1日	国営総合農地防災事業筑後川下流左岸地区着手
平成20年	3月31日	筑後大堰掛かりの施設完了、管理委託(関係市町及び土地改良区)
平成22年	3月31日	筑後大堰掛かりの部分完了
平成29年	12月7日	国営施設機能保全事業筑後川下流福岡地区着工
平成31年	3月31日	筑後川下流土地改良事業及び国営総合農地防災事業完了
令和5年	4月14日	筑後川下流用水総合対策事業 事業実施計画認可

（参考３）その他の国営等事業

①両筑平野用水事業（事業主体：水資源機構）

筑後川水系における水資源開発基本計画の一環として、農業用水の補給と都市用水の供給を目的として、昭和 45 年に女男石頭首工、同 47 年に江川ダムを完成させ、昭和 50 年 3 月に完了した。佐田川の寺内ダムと小石原川の江川ダムとの総合利用により、農業用水は両筑平野地域に、水道用水は福岡・佐賀県に、工業用水は朝倉市に供給している。

また、老朽化した施設の改築・更新に併せて配水形態を踏まえた施設の改善や水管理システムの導入を行うことにより、水の安定供給と施設の安全性の確保を図ることを目的に平成 17 年度から両筑平野用水 2 期事業が開始された。事業工期は平成 17～29 年度の 13 年間で総事業費 185 億円となっている。

②耳納山麓地区総合土地改良事業（事業主体：国）

水田に対する用水改良とともに、農地造成による規模拡大にあわせた造成地を含む樹園地一帯の畑地かんがいを行うため、筑後川支流隈上川上流に合所ダムを建設するとともに、筑後川本流夜明ダム地点に取水口を設置し、安定的な水源の確保を行うことを目的として、昭和 48 年度に事業開始され、平成 5 年度に事業完了した。

③筑後川中流土地改良事業（事業主体：国）

筑後川より直接取水（大石堰、山田堰、床島堰）している農業用排水路等の改修及び新設を行い、ほ場整備等関連事業を行うことによって農地の高度利用、農作業の機械化を容易にして農家経済の安定を図ることを目的として、昭和 56 年度から平成 7 年度にかけて実施した。

また、同地区で整備された施設の有効活用や長寿命化を目的とした国営施設機能保全事業筑後川中流地区が平成 28 年度に採択された。事業工期は平成 28～令和 7 年度の 10 か年で総事業費は 26 億円となっている。

※水資源機構関係 HP

<https://www.water.go.jp/chikugo/ryochiku/works/index.html>

https://www.water.go.jp/chikugo/ryochiku/works/second_term.html

※国事業関係 HP

https://minousanroku.or.jp/next_202407/

https://www.maff.go.jp/kyusyu/seibibu/kokuei/01/tyuryu_gaiyou/index.html

3 関連事業

(1) かんがい排水事業

農業用排水施設を新設、廃止又は変更することにより、農業に必要な用水を安定的に供給するとともに湛水の被害を解消することで、作物の生育環境や農作業環境を改善し、農業生産の増大と安定化を図るもの。

かんがい用水は農業用のみならず、地域用水として利用、あるいは地域の景観や地域環境を良好に保つのに役立っている。

(2) ほ場整備事業

農業の生産基盤である農地の区画形質の変更、用排水路や道路の整備、暗渠排水の施工、農地の集団化等を総合的に実施することで、耕地の汎用化と水田の高度利用が可能となり、経営体の育成を図るもの。クリークの埋立が10ha以上の地盤造成を伴うほ場整備事業であり、クリークの統廃合を行い、区画形質の変更、用排水路や道路の整備、暗渠排水の施行などを総合的に実施するもの。平成13年度に全地区が完了。

表1：かんがい排水事業

事業名	全体		採択状況 (R7 年度まで)			実施状況 (R7 年度まで)		
	地区数	延長 km	地区数	延長 km	率 %	地区数	延長 km	率 %
県営かんがい排水事業	6	80.1	6	80.1	100.0	6	80.1	100.0

表2：ほ場整備事業

事業名	全体		採択状況 (R7 年度まで)			実施状況 (R7 年度まで)		
	地区数	面積 ha	地区数	面積 ha	率 %	地区数	面積 ha	率 %
県営ほ場整備事業	43	5,659	34	5,239	92.6	34	5,239	92.6
県営干拓地等農地整備事業	26	5,168	26	5,168	100.0	26	5,168	100.0
計	69	10,827	60	10,407	96.1	60	10,407	96.1

注：県営ほ場整備事業には、土地総・住環境整備事業分を含む。

県営干拓地等農地整備事業には、クリーク利活用整備事業分は含まない。

ほ場整備事業 位置図



4 事業推進体系

筑後川下流土地改良事業を円滑に進めるため、昭和 43 年 2 月、関係市町の間で「福岡県筑後川下流域農業開発事業促進協議会」を、昭和 45 年 8 月には福岡・佐賀両県の「筑後川下流土地改良事業推進連絡協議会」が発足した。さらに、現在に至るまで、ブロック毎に推進体制の強化が行われ、事業の推進を図っている。

